

旭指監第70号  
令和6年5月13日

介護サービス事業者 各位

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部指導監査課担当)

#### サービス提供事業者による適切な加算の算定について（注意喚起）

昨今、サービス提供事業所が加算を算定するために、現行のケアプランの内容を踏まえずに当該加算を算定する又は居宅介護支援事業所に対してケアプランの記載内容の修正を依頼するという事案が散見されています。

については、サービス提供事業者による加算の算定に係る考え方及び適切なサービス提供の考え方並びに適切なケアマネジメントの考え方を次のとおり示しますので、サービス提供事業所においては、本注意喚起の内容を確認の上、事業所内における周知を徹底するとともに、適切な運営に努めていただくようお願いいたします。

#### 1 内容

サービス提供事業者は居宅介護支援事業所又は利用者が作成したケアプランに沿って提供を行うことが義務付けられていることから、特定のサービスを提供すること自体が算定要件となっている加算をサービス提供事業所が算定するためには、ケアプランに当該算定要件に該当するサービス提供自体が位置付けられており、ケアプランに沿ってサービス提供を実施している必要があります。

例として、担当ケアマネジャーによるアセスメントにおいて、口腔機能に関する事項が解決すべき課題として挙げられておらず、ケアプランにも摂食・嚥下機能に関する訓練等が位置付けられていない場合に、通所介護事業所が摂食・嚥下機能に関する訓練を介護サービスとして提供すること、ひいては口腔機能向上加算を算定することは適切ではなく、また、そのような場合に、単に当該加算を算定することを目的として居宅介護支援事業所にケアプランの変更を強制することも適切ではありません。

したがって、特定のサービス提供自体が算定要件に含まれる加算については、サービス提供事業所の意向のみで算定できるものではなく、事業所の体制及びケアプランに沿って提供したサービスの内容が加算の算定要件を満たす場合にのみ算定できるものであることに留意し、ケアプランの内容に沿った支援の提供を徹底してください。

なお、ケアマネジャーは、サービス提供事業者から、当該事業所による加算算定に係るケアプランの修正の提案等があった場合には、無条件にケアプランの修正を行うのではなく、改めて利用者の課題を分析した上で、ケアプランの修正を行う必要があるか否かを利用者の状況に応じて総合的に判断してください。

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当  
電話 25-9849